

手配旅行条件書

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書面」及び同法第12条の5に定める「契約書面」の一部となります。お申込みの前に必ず内容をご確認ください。

1. 手配旅行契約について

(1) 本旅行は、Japan Go Round株式会社〔東京都知事登録旅行業第2-8868号〕（以下「当社」といいます。）が手配する旅行であり、本旅行にお申込みされるお客様は、当社と手配旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。

(2) 旅行契約とは、当社がお客様の依頼により、お客様のために代理、媒介又は取次をすることなどにより、お客様が運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。

(3) 当社は旅行の手配にあたり、運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の費用（以下「旅行費用」といいます。）のほか、当社所定の旅行業務取扱料金（以下「取扱料金」といいます。）を申し受けます。

(4) 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配を行ったときは、旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了いたします。従って、満員、休業、条件不相当等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときには、当社所定の取扱料金をお支払いいただきます。

(5) 旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書、当社旅行業約款（手配旅行契約の部）（以下「当社約款」といいます。）、および別途お渡しする航空券、乗車船券、宿泊券、各種バウチャー等によります。

(6) 当社が法令に反せず、かつお客様に不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらずその特約が優先します。

(7) 運送・宿泊機関等の提供する旅行サービスについては、当該運送・宿泊機関等の約款が適用されます。

(8) 当社は、旅行契約の履行にあたり、お客様に適切な旅行サービスを提供するため、手配の一部または全部を他の旅行者または手配を業として行う補助者（以下「手配代行者」といいます。）に代行させることがあります。

2. 旅行のお申込みと旅行契約成立

- (1) 当社所定の申込書（Web上の申込フォーム等を含みます）に所定の事項をご記入のうえ、当社が定める申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は、旅行代金、取扱料金、取消料その他お客様が当社に支払うべき金銭の一部または全部として取り扱います。
- (2) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達し、かつ当社が前項の申込金を受領したときに成立するものとします。
- (3) 当社は、前2項の規定にかかわらず、申込金の支払いを受けることなく旅行契約を締結する旨の特約に応じることがあります。この場合、当社が当該旨を記載した書面（電子メール等の電磁的記録を含みます）を発信または交付した時点で契約が成立するものとします。
- (4) 当社は、航空券、乗車船券、宿泊券、各種バウチャー等の手配のみを目的とする契約にあっては、口頭、電話、電子メールその他の通信手段によるお申込みを受け付けることがあります。この場合、旅行契約は、当社が契約の締結を承諾したときに成立するものとします。
- (5) 当社は、旅行契約が成立したときは、遅滞なくお客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて航空券、乗車船券、宿泊券、各種バウチャーその他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、当該契約書面の交付を省略することがあります。

3. お申込み条件

- (1) お申込み時点で18歳未満の方は、親権者等の法定代理人の同意書の提出が必要です。また、旅行開始時点で15歳未満の方は、保護者の同行が必要です。
- (2) お申込みの際、お客様の氏名（スペル等）は、ご旅行に使用される公的身分証明書（パスポート、運転免許証、健康保険証等）の記載通りにお申込みください。記載と異なる場合は、手配の変更・取消等に伴う費用はお客様のご負担となります。
- (3) 健康を損なわれている方、心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方または妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方、その他特別な配慮を必要とする方は、お申込みの際にその旨をお申し出ください。（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。）
- (4) 前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、当社はおお客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面での提出をお願いすることがあります。なお、運送・宿泊機関等の受け入れ態勢等により、特別な配慮を講じることが困難であると判断した場合は、お申込みをお断りし、又は旅行契約の締結に応じないことがあります。
- (5) 当社は、お客様が以下のいずれかに該当する場合は、お申込みをお断りし、または旅行

契約の締結に応じないことがあります。

- ① お客様が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- ② お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- ③ お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- ④ その他、当社の業務上の都合があるとき。

4. ご旅行代金

- (1) 旅行代金とは、当社が旅行サービスを手配するために運送・宿泊機関等に対して支払う費用（以下「旅行費用」といい、運賃、宿泊料、航空会社・空港等の付加運賃・諸税を含みます）および当社所定の旅行業務取扱料金の合計額をいいます。
- (2) 旅行代金は、旅行開始前の当社が定める期日までに全額お支払いいただきます。（旅行代金を現地払いにてお申込みいただいた場合は、宿泊日初日の宿泊施設チェックイン時に当該宿泊機関にお支払いいただきます。）なお、運送・宿泊機関等の事情により、支払期日が繰り上がる場合があります。
- (3) 運送・宿泊機関等の運賃・料金の改定、為替相場の変動等により、旅行サービス手配のための旅行費用に変動が生じた場合は、第8条（旅行代金の精算）の定めるところにより、旅行代金を変更（増額による追加徴収または減額による返金）することがあります。
- (4) 当社は、実際に要した旅行費用とお客様から旅行代金として収受した金額とが合致しない場合は、旅行終了後速やかに精算を行います。
- (5) お客様が事前に利用航空会社の承認を得ることなく片道のみ利用された場合（帰路便を放棄された場合等）に、航空会社から片道普通航空運賃その他の差額を請求されたときは、お客様にその差額をご負担いただきます。

5. 旅行業務取扱料金

- (1) 当社は、お客様のご旅行に伴ってお引き受けする手配、変更・取消手続、相談、クーポン類の発行等に対し、運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の費用（以下「旅行費用」といいます。）のほか、以下の旅行業務取扱料金（以下「取扱料金」といいます。）を申し受けます。

内容	料金
運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	旅行費用総額 の20%以内
宿泊機関の予約・手配	1件1手配につき費用の20%以内（下限1,100円）
鉄道・バス等の運送機関の予約・手配	1名様1件につき費用の20%以内（下限1,100円）
貸切バス・レストラン・その他のサービス ※入場券の変更・払戻はできかねます。	1件1手配につき費用の20%以内（下限5,500円）
現地発着ツアー・送迎・ガイド	1件1手配につき費用の20%以内（下限1,100円）
添乗サービス料金 （添乗員の宿泊・交通費等の旅行実費は別途申し受けます。）	添乗員1人1日につき44,000円
通信連絡料金 お客様のご依頼により、緊急に現地手配・取消・変更等の為に通信連絡を行った場合	1件1手配につき、3,300円 （電話料、電報料は別途申し受けます。）
相談料金(旅行相談契約) (1)お客様の旅行計画作成のための相談	基本料金（30分まで） 2,200円 ※以降30分ごと 2,200円
(2)旅行計画の作成	日程表1件につき2,200円
(3)旅行に必要な費用の見積り（運送と宿泊機関等の複合手配の場合）	見積書1件につき2,200円
(4)旅行に必要な費用の見積り（運送と宿泊機関等の単一手配の場合）	見積書1件につき2,200円
(5)旅行地及び運送、宿泊機関等に関する情報提供	資料（A4版）1枚につき1,100円
お客様の依頼による出張相談	交通費実費

（注）

- お客様の依頼に基づき契約内容の変更または解除を行う際は、当該運送・宿泊機関等に対して支払うべき取消料や違約料に加え、当社所定の変更・取消手続き料金を別途申し受けます。
- 同一の宿泊機関に連泊する場合は、まとめて1件として扱います。
- 上記料金には消費税が含まれています。

6. 契約内容の変更

(1) お客様から旅行日程、宿泊施設、運送機関、体験プログラム等の旅行契約内容の変更の求めがあった場合、当社は可能な限りその求めに応じます。

(2) 前項の定めに基づき契約内容を変更する場合、契約内容の変更によって生じる旅行代金の増減（手配先の運賃・料金の変更に伴う差額）は、お客様のご負担（または返金）に帰するものとします。

(3) 前項の増減とは別に、契約内容の変更のために既に行った手配の取消・変更に伴い運送・宿泊機関等に対して支払うべき取消料、違約料その他の費用が生じた場合は、お客様のご負担に帰するものとします。

(4) 前項の実費費用とは別に、当社は変更手続きの対価として、当社所定の変更手数料金（1件1手配につき1,100円～旅行費用の20%以内）を申し受けます。

(5) 運送・宿泊機関等の定める規定（発券後の航空券の変更不可条件等）により、手配内容の変更に応じられない場合があります。この場合、既存の手配を解除（取消）した上で、改めて新規のお申込みとして取り扱うことがあります。

7. 旅行契約の解除と払い戻し

【お客様による旅行契約の解除】

(1) お客様は、いつでも以下に定める費用をお支払いいただくことにより、旅行契約の全部または一部を解除することができます。ただし、解除のお申し出は当社の営業時間内にて受け付けます。営業時間外にお申し出いただいた場合は、翌営業日の受付として取り扱います。

- ① お客様が既に提供を受けられた旅行サービスの対価（実費）
- ② お客様がいまだ提供を受けておられない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の手配先に支払う費用（航空券の払戻手数料等を含みます）
- ③ 当社所定の取消手数料金（1件1手配につき下限1,100円～上限旅行費用総額の20%以内）

(2) 当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能となったときは、お客様は無償で旅行契約を解除することができます。この場合、当社は、お客様が既に提供を受けられた旅行サービスに係る旅行費用を除き、既にお支払いいただいた旅行代金等の全額を払い戻します。

【当社による旅行契約の解除】

(1) 当社は、お客様が以下のいずれかに該当する場合は、旅行契約を解除することがあります。

- ① 所定の期日までに旅行代金がお支払いされないとき。
- ② クレジットカード決済において、与信不通過その他の事由により決済が完了しなかったとき。

③ お客様が第3条（お申込み条件）に定める反社会的勢力に該当すること、または当社に対する暴力的な要求行為、脅迫的な言動、業務妨害行為等を行ったことが判明したとき。

④ その他、お客様の都合により旅行の継続が著しく困難であると認められるとき。

(2) 前項に基づき当社が旅行契約を解除した場合、当社は受領済みの旅行代金から、本条【お客様による旅行契約の解除】第(1)項①～③に定める費用（手配先への取消料・違約料・払戻手数料、および当社所定の取消手続料金等）を差し引いた残額を払い戻します。なお、受領済みの代金で不足が生じた場合は、その差額を請求いたします。

(3) 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止その他当社の関与し得ない事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となった場合、またはその恐れが極めて大きい場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。この場合、当社は受領済みの旅行代金から、お客様が既に提供を受けられた旅行費用および手配先へ支払うべき不可避の費用・取消料を差し引いた残額を払い戻します。

8. 旅行代金の精算

実際に要した旅行サービス費用と、当社がお客様から収受した旅行代金との間に差異が生じた場合は、旅行終了後速やかに精算を行います。

9. 団体・グループ手配

当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者（以下「構成員」といいます。）がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだ旅行契約については、以下により取り扱います。

(1) 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者が構成員の旅行契約の締結、変更および解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該旅行契約に関する取引等をすべて契約責任者との間で行います。

(2) 契約責任者は、当社が定める期日までに構成員の名簿を当社に提出していただきます。また、契約責任者は、名簿の提出にあたり、当社の個人情報保護方針に沿って運送・宿泊機関等への第三者提供が行われることについて、構成員本人の同意を得るものとします。

(3) 当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、または将来負うことが予想される債務または義務については、何らの責任を負うものではありません。

(4) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成員を契約責任者とみなします。

(5) 当社は、契約責任者から構成員の変更のお申し出があった場合は可能な限りこれに応じます。構成員の変更によって生じる旅行代金の増減はお客様に帰属するものとし、変更に伴い手配先に支払うべき取消料等および当社所定の変更手続料金は、お客様のご負担となります。

(6) 旅行者が1名である場合において、当該旅行者以外の者が当社への旅行申込みの手続きを

行ったときは、当該手続きを行った者を契約責任者と、当該旅行者を構成員とみなし、本条の規定を準用します。

(7) 旅行の運営はお客様ご自身で行っていただきますが、当社は、契約責任者の求めにより当社所定の添乗サービス料金および実費を申し受けたうえで、添乗サービスを提供することがあります。添乗員のサービス内容は、原則としてあらかじめ定められた日程表上、団体・グループ行動を行うために必要な業務とし、契約責任者の指示を受けて行います。なお、添乗員の業務時間帯は原則として8時から20時までとします。

10. 当社の責任

(1) 当社の責任の範囲は、第2条（手配旅行契約の成立）に定める旅行サービスの手配行為に限定されます。当社は、旅行契約の履行にあたって、当社または当社の手配代行者が故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償いたします。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。

(2) 手荷物について生じた前項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があった場合に限り、旅行者1名につき15万円を限度（当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。）として賠償いたします。なお、現金、有価証券、貴重品、重要書類、カード類、データ媒体、薬品、壊れ物等の損害については、当社は賠償の責を負いません。

(3) 当社は、お客様が以下に例示するような当社または当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被られたときは、その損害を賠償する責任を負いません。

- ① 天災地変、戦乱、暴動、感染症・伝染病の流行、官公署の命令、またはこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- ② 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、事故、火災、またはこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- ③ 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更、またはこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮
- ④ 自由行動中の事故、または食中毒
- ⑤ 盗難、紛失、お客様の不注意による忘れ物
- ⑥ お客様の集合時間・チェックイン時間への遅れ、手続きの不備、もしくは乗車船・搭乗の遅れ
- ⑦ お申込み時の氏名（スペル等）の誤記載、申告内容の不備、もしくは公的身分証明書の不備による利用拒否
- ⑧ その他、当社または当社の手配代行者の関与し得ない事由

11. お客様の責任

(1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の約款および本旅行条件書の規定を守らないことにより当社が損害を被った場合、当社はおお客様に対してその損害の賠償（当社が運送・宿泊機関等の手配先に対して負担した金員および費用を含みます）を申し受けます。

(2) お客様は、当社と旅行契約を締結するに際し、当社から提供された情報を活用し、お客様自身の権利義務その他旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

(3) お客様は、旅行開始後において契約書面に記載された旅行サービスと異なる旅行サービスが提供されたと認識されたときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者、または当該旅行サービスの提供者へ申し出なければなりません。

(4) お客様が本条件に反する行為を行った場合、虚偽もしくは不正確なデータを入力・申告した場合、不正に当社Webサイトを利用した場合、または公序良俗に反する行為を行ったと当社が判断した場合は、当社は事前の通知なく未消化の予約を取り消すとともに、将来にわたる当社サービスの利用をお断りすることがあります。なお、この措置により当社に生じた一切の損害は、お客様の負担といたします。

12. 個人情報の取り扱いについて

(1) 当社は、旅行申込みの受付にあたり、所定の項目についてお客様の個人情報を取得いたします。個人情報をご提供いただくかは任意ですが、必要な個人情報の全部または一部をご提供いただけない場合、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの手配および受領に必要な手続きが取れないため、お申込みやご依頼をお引き受けできないことがあります。

(2) 当社は、前号により取得した個人情報について、お客様との連絡に利用させていただくほか、お申込みいただいた旅行における旅行サービスの手配・受領手続き、当社の旅行契約上の責任や事故時の費用等を担保する保険手続、ならびに旅行先でのお客様のお買い物等の便宜に必要な範囲内で、運送・宿泊機関等、保険会社、官公署、土産品店等に対し、電磁的方法等により提供いたします。また、事故や事件等の発生に伴う警察の捜査協力、ならびに国土交通省・観光庁その他官公署からの法令に基づく要請に応じて個人情報を提供する場合があります。その他、当社は、①提携企業の商品・サービスやキャンペーンのご案内、②旅行後のご意見・ご感想のお願い、③アンケートのお願い、④特典サービスの提供、⑤統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

(3) 当社は、旅行中に傷病・事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の緊急連絡先の方の個人情報をお伺いすることがあります。この個人情報は、お客様に傷病等が発生し、緊急連絡先へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用いたします。お客様は、緊急連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて、あらかじめ当該連絡先の方の同意を得るものとしします。

(4) 当社は、旅行手配、手配代行、データ処理、各種案内等の業務の一部または全部を第三者へ委託するにあたり、当社基準により委託先を選定し、適切な監督を行った上で個人情報を取扱業務の範囲内で預託することがあります。

(5) 当社が保有するお客様の個人情報について、利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加・削除、利用の停止・消去、または第三者への提供の停止をご希望の場合は、当社のお問い合わせ窓口（当社プライバシーポリシー掲載の連絡先）までお申し出ください。法令および当社規定に基づき、速やかに対応いたします。なお、当社の個人情報の取扱い全般に関する詳細は、当社ウェブサイトに掲載するプライバシーポリシー（<https://www.japangoround.com/privacy>）をご確認ください。

13. 旅行条件・旅行代金の基準

(1) 本旅行条件および旅行代金の計算は、旅行契約締結年月日の時点において有効なものとして公表されている運賃・料金・適用規則、または認可申請中の運賃・料金・適用規則を基準として算出しております。

(2) ホームページ、パンフレット、見積書等に個別の基準日が明示されている場合は、当該明記された日（または年月）を基準として計算いたします。

14. 通信契約の旅行条件

(1) 当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）より、当社の契約に基づく旅行代金等に係る債権または債務を所定の決済期日に提携会社のカード会員規約に従って決済することと、所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金や取消料等のお支払いを受けることをあらかじめご承諾いただき、電話、インターネット、電子メールその他の通信手段によるお申込みを受けて契約を締結することがあります（以下「通信契約」といいます。）。ただし、加盟店契約の有無や業務上の理由等により、通信契約をお受けできない場合があります。

(2) 通信契約のお申込みに際し、会員のお客様は「手配を行う旅行サービスの内容」、「旅行開始日」等に加えて「クレジットカード会社名」、「会員番号（クレジットカード番号）」、「クレジットカード有効期限」、その他当社所定の事項を当社にお申し出いただきます。通信契約は、当社が旅行契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達したときに成立するものとします。

(3) 本項でいう「カード利用日」とは、会員および当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払いまたは払戻し債務を履行すべき日をいいます。旅行代金のカード利用日は「契約成立日」または「確定した旅行サービスの内容をお客様に通知した日」とします。また、契約内容の変更や契約解除等によりお客様が負担することになる費用のカード利用日は「当社が費用等の額をお客様に通知した日」とし、返金が生じた場合のカード利用日は「解除のお申し出があった日の翌日から起算して7日以内」とします。

(4) 当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金や取消料等のお支払いを受けます。

(5) 与信不通過その他の理由により、お客様のお申し出のクレジットカードでお支払いができない場合、当社は通信契約の締結をお断りするか、または旅行契約を解除することがあります。この場合、当社は第7条（旅行契約の解除と払い戻し）に定める手配先への取消料等および当社所定の取消手続料金を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金等により旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

15. 空港諸税・燃油サーチャージ等のお支払い

(1) 航空券発券時に徴収される空港諸税、出入国税、燃油サーチャージ（燃油特別付加運

賃)等は、運賃本体には含まれておりません。旅行契約成立時点において確定した金額の日本円換算額を別途お支払いいただきます。

(2) 前項の日本円換算額は旅行契約の成立時点で確定し、それ以降の為替相場の変動による追加徴収または返金はいたしません。ただし、発券時において諸税・燃油サーチャージ等の新設や増減が生じた場合は、契約成立時と発券時との差額を追加徴収または返金いたします。

(3) 燃油サーチャージ等の値上げまたは新設を理由としてお客様が旅行契約を解除される場合は、第7条に定める所定の費用および当社所定の取消手続料金を申し受けます。

16. その他

(1) 当社はいかなる場合においても、旅行の再実施はいたしません。

(2) 航空会社のマイレージサービスに関わるお問い合わせ、登録手続き等はおお客様ご自身で当該航空会社に対して行っていただきます。また、マイレージの加算可否や変更等に関して当社は一切の責任を負いません。

(3) お客様の個人的な買い物や案内等に伴う諸費用、お客様のけが・疾病等の発生に伴う医療費・搬送費等の諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物の回収に伴う諸費用、および別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はおお客様のご負担といたします。

(4) お申込みの際および書類へのご記入における氏名（スペル等）は、ご旅行に使用される公的身分証明書（パスポート等）に記載されている通りにご記入ください。氏名の表記に誤りがあった場合、航空券の再発券や関係機関への訂正手続き等が必要となり、所定の費用や取消料を申し受けます。また、運送・宿泊機関等の事情により氏名訂正が認められない場合は旅行契約を解除し、所定の取消料等を申し受けることがあります。

(5) お客様のご都合による契約解除や変更等に伴い旅行代金の返金が生じた場合、金融機関への振込手数料等の返金に要する費用は、お客様のご負担といたします。

(6) 現地ツアー等の運行事業者の責任およびお客様の責任については、すべて当該運行事業者の定める約款および現地の法令に拠ります。

(7) お客様が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体等）に該当すると判明した場合、当社は通知なく旅行契約を解除することがあります。

(8) 本旅行条件書に定めのない事項については、当社の旅行業約款（手配旅行契約の部）の定めるところによります。

(9) 本旅行契約に関するお客様と当社との間の紛争については、日本法を準拠法とし、当社の本社所在地を管轄する日本国内の裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。